

平成24年相模原市議会3月定例会付議事件一覧

付議事件

(1) 議案	47件
予算	11件
条例	21件
契約	2件
不動産の処分	1件
損害賠償額の決定	2件
専決処分の承認	1件
事務協議会協議	1件
市道	1件
補正予算	7件
(2) 報告	2件
合計	49件

(付議予定案件 人事10件)

平成24年2月22日招集

議案 番号	件名(担当)	主 な 内 容		
		24年度当初予算額 千円	23年度当初予算額 千円	比較(率) 千円
1	平成24年度相模原市一般会計予算 (企画市民局財務部)	248,300,000	233,800,000	14,500,000 (6.2%)
2	平成24年度相模原市国民健康保険事業特別会計予算 (企画市民局財務部)	79,312,000	75,265,000	4,047,000 (5.4%)
	事業勘定	79,070,000	75,035,000	4,035,000 (5.4%)
	直営診療勘定	242,000	230,000	12,000 (5.2%)
3	平成24年度相模原市下水道事業特別会計予算 (企画市民局財務部)	18,480,000	18,759,000	△279,000 (△1.5%)
	下水道勘定	18,002,000	18,316,000	△314,000 (△1.7%)
	浄化槽勘定	478,000	443,000	35,000 (7.9%)
4	平成24年度相模原市自動車駐車場事業特別会計予算 (企画市民局財務部)	3,594,000	3,620,000	△26,000 (△0.7%)
5	平成24年度相模原市介護保険事業特別会計予算 (企画市民局財務部)	35,088,000	30,138,000	4,950,000 (16.4%)
6	平成24年度相模原市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算 (企画市民局財務部)	180,000	200,000	△20,000 (△10.0%)
7	平成24年度相模原市簡易水道事業特別会計予算 (企画市民局財務部)	306,000	217,000	89,000 (41.0%)

8	平成24年度相模原市財産区特別会計予算 (企画市民局財務部)	82,200	88,000	△5,800 (△6.6%)
9	平成24年度相模原市農業集落排水事業特別会計予算 (企画市民局財務部)	42,000	24,000	18,000 (75.0%)
10	平成24年度相模原市後期高齢者医療事業特別会計予算 (企画市民局財務部)	5,794,000	4,840,000	954,000 (19.7%)
11	平成24年度相模原市公債管理特別会計予算 (企画市民局財務部)	33,574,000	32,602,000	972,000 (3.0%)
	合 計	424,752,200	399,553,000	25,199,200 (6.3%)
12	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について (総務局総務部)	<p>相模原市条例等整備方針に基づく委員会、協議会等に関する見直しに伴う委員会等の設置、自殺総合対策に関する重要な事項について調査審議させるための相模原市自殺対策協議会の設置、公文書の管理に関する制度の改善について調査審議させるための相模原市情報公開・個人情報保護審議会の名称等に係る規定の改正、特定の行政課題等の審査等を行う附属機関の設置に係る規定の追加その他所要の改正をするもの</p> <p style="text-align: right;">(H24.4.1施行)</p> <p>1 相模原市条例等整備方針に基づく委員会、協議会等に関する見直しに伴う委員会等の設置に係る規定の追加 次に掲げる委員会等を設置するもの</p> <p>(1) 市長の附属機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 相模原市経営評価委員会 イ 相模原市外郭団体経営検討委員会 ウ 相模原市入札監視委員会 エ 相模原市美術館基本構想検討委員会 オ 相模原市地域包括支援センター運営協議会 カ 相模原市高齢者入所判定委員会 キ 相模原市次世代育成支援行動計画推進会議 ク 相模原市予防接種問題協議会 ケ 相模原市国際教育特区諮問委員会 <p>(2) 教育委員会の附属機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 相模原市立小中学校結核対策委員会 イ 相模原市就学指導委員会 ウ 相模原市教職員健康審査会 <p>2 相模原市自殺対策協議会の設置に係る規定の追加</p>		

		<p>自殺総合対策に関する重要な事項について調査審議させるため、相模原市自殺対策協議会を設置するもの</p> <p>3 相模原市情報公開・個人情報保護審議会の名称等に係る規定の改正</p> <p>公文書の管理に関する制度の改善について調査審議させるため、相模原市情報公開・個人情報保護審議会を相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に、委員の数を「10人以内」から「13人以内」に変更するもの</p> <p>4 特定の行政課題等の審査等を行う附属機関の設置に係る規定の追加</p> <p>次のいずれにも該当する場合には、規則で定めるところにより執行機関の附属機関を置くことができることとするもの</p> <p>(1) 特定の行政課題等について審査、審議又は調査が必要な場合</p> <p>(2) 設置期間が2年以内である場合</p> <p>(3) 専門的又は技術的な識見が必要と認められる場合</p>
1 3	<p>相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について (総務局総務部)</p>	<p>相模原市条例等整備方針に基づく委員会、協議会等に関する見直しに伴い設置する附属機関の委員の報酬額並びに消防団の組織の再編に伴う団長、方面隊長及び副方面隊長の報酬額の設定その他所要の改正をするもの</p> <p>(H24. 4. 1施行)</p> <p>1 相模原市条例等整備方針に基づく委員会、協議会等に関する見直しに伴い設置する附属機関の委員の報酬額の設定</p> <p>(1) 高齢者入所判定委員会の委員及び就学指導委員会の委員の報酬額</p> <p>第3条第2項第2号に掲げる日額で定める場合の額(32,000円)を超えない範囲内で任命権者が定める額</p> <p>(2) 予防接種問題協議会の委員の報酬額</p> <p>日額30,000円</p> <p>(3) 小中学校結核対策委員会の委員及び教職員健康審査会の委員の報酬額</p> <p>日額19,000円</p> <p>2 消防団の組織の再編に伴う団長、方面隊長及び副方面隊長の報酬額の設定</p> <p>(1) 5団体制から1団体制への再編に伴い置かれる団長の報酬額</p> <p>年額127,000円</p> <p>(2) 6方面隊の設置に伴い置かれる方面隊長の報酬額</p> <p>年額115,500円</p> <p>(3) 6方面隊の設置に伴い置かれる副方面隊長の報酬額</p> <p>年額89,400円</p>
1 4	<p>相模原市債権の管理に関する条例について (企画市民局財務部)</p>	<p>市の債権の管理の適正化を図るため、当該債権の管理に関する事務の処理について所要の定めをするもの</p> <p>(H24. 4. 1施行)</p>

15	住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について (企画市民局市民部)	住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の制定に伴い、関係条例の整備をするもの (H24. 7. 9施行)																																										
16	相模原市立市民・大学交流センター条例について (企画市民局市民部)	<p>相模原市立市民・大学交流センターを設置するため、所要の定めをするもの (公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行。ただし、準備行為の規定は、公布日施行)</p> <p>1 名称 相模原市立市民・大学交流センター</p> <p>2 位置 相模原市南区相模大野3丁目3番2-301号</p> <p>3 設置の目的 市民と大学等との連携により、地域の課題の解決及び地域の活性化を図るため、センターに必要な施設を置くもの</p> <p>4 基本利用料金</p> <table border="1" data-bbox="635 1025 1398 1843"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セミナールーム1</td> <td rowspan="13">1日(午前9時から午後10時まで)</td> <td>8,900円</td> </tr> <tr> <td>セミナールーム2</td> <td>12,400円</td> </tr> <tr> <td>実習室1</td> <td>12,200円</td> </tr> <tr> <td>実習室2</td> <td>6,300円</td> </tr> <tr> <td>ミーティングルーム1</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>ミーティングルーム2</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>ミーティングルーム3</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>ミーティングルーム4</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>ミーティングルーム5</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>マルチスペース</td> <td>8,500円</td> </tr> <tr> <td>AVスタジオ</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>シェアードオフィス1</td> <td>1人(団体にあつては構成員1人)につき 1月</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>シェアードオフィス2</td> <td rowspan="4">1区画につき 1月</td> <td>14,200円</td> </tr> <tr> <td>シェアードオフィス3</td> <td>22,800円</td> </tr> <tr> <td>大学情報コーナー</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>地域情報コーナー</td> <td>2,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 附属設備利用料金</p> <table border="1" data-bbox="635 1888 1398 1973"> <tbody> <tr> <td>附属設備</td> <td>1日(午前9時から午後10時まで)</td> </tr> <tr> <td>講師控室</td> <td>1,700円</td> </tr> </tbody> </table>	施設	単位	金額	セミナールーム1	1日(午前9時から午後10時まで)	8,900円	セミナールーム2	12,400円	実習室1	12,200円	実習室2	6,300円	ミーティングルーム1	1,100円	ミーティングルーム2	1,100円	ミーティングルーム3	2,000円	ミーティングルーム4	4,200円	ミーティングルーム5	2,400円	マルチスペース	8,500円	AVスタジオ	2,600円	シェアードオフィス1	1人(団体にあつては構成員1人)につき 1月	3,100円	シェアードオフィス2	1区画につき 1月	14,200円	シェアードオフィス3	22,800円	大学情報コーナー	8,100円	地域情報コーナー	2,100円	附属設備	1日(午前9時から午後10時まで)	講師控室	1,700円
施設	単位	金額																																										
セミナールーム1	1日(午前9時から午後10時まで)	8,900円																																										
セミナールーム2		12,400円																																										
実習室1		12,200円																																										
実習室2		6,300円																																										
ミーティングルーム1		1,100円																																										
ミーティングルーム2		1,100円																																										
ミーティングルーム3		2,000円																																										
ミーティングルーム4		4,200円																																										
ミーティングルーム5		2,400円																																										
マルチスペース		8,500円																																										
AVスタジオ		2,600円																																										
シェアードオフィス1		1人(団体にあつては構成員1人)につき 1月	3,100円																																									
シェアードオフィス2		1区画につき 1月	14,200円																																									
シェアードオフィス3	22,800円																																											
大学情報コーナー	8,100円																																											
地域情報コーナー	2,100円																																											
附属設備	1日(午前9時から午後10時まで)																																											
講師控室	1,700円																																											

		<p>6 器具利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>器具</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>音響器具</td> <td>1式1日</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>映像器具</td> <td>1台又は1式1日</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>撮影・編集器具</td> <td>1本、1台又は 1式1日</td> <td>5,100円</td> </tr> <tr> <td>舞台器具</td> <td>1式1日</td> <td>1,800円</td> </tr> </tbody> </table>	器具	単位	金額	音響器具	1式1日	2,500円	映像器具	1台又は1式1日	3,700円	撮影・編集器具	1本、1台又は 1式1日	5,100円	舞台器具	1式1日	1,800円
器具	単位	金額															
音響器具	1式1日	2,500円															
映像器具	1台又は1式1日	3,700円															
撮影・編集器具	1本、1台又は 1式1日	5,100円															
舞台器具	1式1日	1,800円															
17	相模原市市民協働推進条例について (企画市民局市民部)	<p>皆で担う地域社会を実現するため、協働について、市民及び市の役割を明らかにするとともに、市民と市の協働及び市民と市民の協働を推進するために必要な事項について所要の定めをするもの (H24.4.1施行)</p>															
18	相模原市特定非営利活動促進法施行条例について (企画市民局市民部)	<p>特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)の改正に伴い、市長が所轄する特定非営利活動法人の認証、認定等について所要の定めをするもの (H24.4.1施行)</p>															
19	相模原市城山町文化施設等建設基金条例を廃止する条例について (企画市民局市民部)	<p>相模原市立城山文化ホール整備事業が平成23年度で完了するため、相模原市城山町文化施設等建設基金を廃止するもの (H24.4.1施行)</p>															
20	相模原市路上喫煙の防止に関する条例について (企画市民局市民部)	<p>市民等の身体及び財産の安全及び安心の確保を図り、もって市民の生活環境の向上に資するため、路上喫煙の防止について所要の定めをするもの (H24.10.1施行。ただし、準備行為の規定は公布の日から、過料の規定はH25.4.1施行)</p>															
21	相模原市手数料条例の一部を改正する条例について (健康福祉局保険高齢部)	<p>介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)による介護保険法(平成9年法律第123号)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)の改正並びに地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)の改正に伴い神奈川県から移譲される指定居宅サービス事業者の指定等の申請に対する審査事務の手数料の規定並びに指定地域密着型サービス事業者の指定等の申請に対する審査事務につき、新たに手数料を徴収することに伴う同事務の手数料の規定を追加するもの (H24.4.1施行。ただし、指定地域密着型サービス事業者の指定等の申請に対する審査事務の手数料の規定は、H24.10.1施行)</p>															

1 指定居宅サービス事業者の指定等の申請に対する審査事務の手数料の規定の追加

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく事務

手数料を徴収する事務		単位	指定又は許可	指定又は許可の更新等
指定居宅サービス事業者の指定又は指定の更新の申請に対する審査	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売	1件	20,000円	10,000円
	通所介護、通所リハビリテーション及び特定施設入居者生活介護	1件	30,000円	10,000円
指定居宅介護支援事業者の指定又は指定の更新の申請に対する審査		1件	20,000円	10,000円
指定介護老人福祉施設の指定又は指定の更新の申請に対する審査		1件	45,000円	25,000円
介護老人保健施設の開設の許可、変更の許可(構造設備の変更を伴うものに限る。)又は開設の許可の更新の申請に対する審査		1件	63,000円	(変更) 33,000円 (更新) 25,000円
指定介護予防サービス事業者の指定又は指定の更新の申請に対する審査	介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売	1件	10,000円	10,000円

介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防特定施設入居者生活介護	1件	15,000円	10,000円
---	----	---------	---------

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)に基づく事務

手数料を徴収する事務	単位	指定	指定の更新
指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査	1件	—	25,000円

2 指定地域密着型サービス事業者の指定等の申請に対する審査事務の手数料の規定の追加

手数料を徴収する事務	単位	指定	指定の更新
指定地域密着型サービス事業者の指定又は指定の更新の申請に対する審査	1件	20,000円	10,000円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護	1件	20,000円	10,000円
認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス	1件	30,000円	10,000円
指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定又は指定の更新の申請に対する審査	1件	15,000円	10,000円
指定介護予防支援事業者の指定又は指定の更新の申請に対する審査	1件	20,000円	10,000円

22 相模原市介護保険条例の一部を改正する条例について(健康福祉局保険高齢部)

平成24年度から平成26年度までの第1号被保険者の介護保険料について、保険料率の区分の追加、保険料率の改定その他所要の改正をするもの

(H24.4.1施行)

区分		平成 21 年度から平成 23 年度までの保険料率	平成 24 年度から平成 26 年度までの保険料率
第 1 段階	生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の者等	18,000 円	23,800 円
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額及び合計所得金額の合計が 80 万円以下である者等	22,500 円	29,700 円
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額及び合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下である者等	31,500 円	35,600 円
第 4 段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額及び合計所得金額の合計が 120 万円を超える者等		41,600 円
第 5 段階	市民税課税者がいる世帯に属する市民税非課税者で、年金収入額及び合計所得金額の合計が 80 万円以下である者等	36,000 円	47,500 円
第 6 段階	市民税課税者がいる世帯に属する市民税非課税者で、年金収入額及び合計所得金額の合計が 80 万円を超える者等	45,000 円	59,400 円
第 7 段階	市民税課税者で、合計所得金額が 125 万円以下である者等	49,500 円	66,500 円
第 8 段階	市民税課税者で、合計所得金額が 125 万円を超え 200 万円未満である者等	54,000 円	73,100 円
第 9 段階	市民税課税者で、合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満である者等	67,500 円	89,700 円
第 10 段階	市民税課税者で、合計所得金額が 300 万円以上 500 万円未満である者等		101,000 円
第 11 段階	市民税課税者で、合計所得金額が 500 万円以上 1,000 万円未満である者等	78,700 円	115,800 円
第 12 段階	市民税課税者で、合計所得金額が 1,000 万円以上である者	90,000 円	133,600 円

23	相模原市青年海外派遣基金条例を廃止する条例について (健康福祉局こども育成部)	青年海外派遣事業の廃止に伴い、相模原市青年海外派遣基金を廃止するもの (H25. 3. 21施行)
24	相模原市立療育センター条例の一部を改正する条例について (健康福祉局こども育成部)	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)による児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正に伴う施設の種類の種類及び事業に係る規定の改正、発達障害者に対して支援を行う施設の設置に係る規定の追加その他所要の改正をするもの (H24. 4. 1施行。ただし、発達障害者に対して支援を行う施設の設置に係る規定の追加は、H24. 10. 1施行)
25	相模原市食育推進委員会条例について (健康福祉局保健所)	相模原市条例等整備方針に基づく委員会、協議会等に関する見直しに伴い、食育基本法(平成17年法律第63号)に基づき本市における食育の推進を図るための相模原市食育推進委員会の設置並びに組織及び運営について所要の定めをするもの (H24. 4. 1施行)
26	相模原市ごみの散乱防止によるまちの美化の推進に関する条例の一部を改正する条例について (環境経済局資源循環部)	市民等との協働によるきれいなまちづくりの一層の推進を図るため、きれいなまちづくりの日の設置その他きれいなまちづくりに関する規定の追加及び改正並びに相模原市路上喫煙の防止に関する条例の提案に伴う歩行中の喫煙に係る規定の削除その他所要の改正をするもの (H24. 10. 1施行。ただし、きれいなまちづくりの日に係る規定の追加は、H24. 4. 1施行)
27	相模原市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び相模原市屋外広告物条例の一部を改正する条例について (都市建設局まちづくり計画部・都市建設局土木部)	民法等の一部を改正する法律(平成23年法律第61号)による浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び屋外広告物法(昭和24年法律第189号)の改正に伴い、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者が浄化槽保守点検業又は屋外広告業の登録をする場合において、当該未成年者の法定代理人が法人である場合は、その役員のうち欠格要件に該当する者がいないことを求める規定の追加その他所要の改正をするもの (H24. 4. 1施行)
28	相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例の一部を改正する条例について (都市建設局まちづくり計画部)	社会情勢の変化に伴う目的規定の改正、簡易宿所営業の用に供する施設の構造等の基準の緩和に係る規定の追加、ホテル等を建築する際の事前相談に係る規定の追加その他所要の改正をするもの (H24. 4. 1施行)

29	相模原市建築基準条例の一部を改正する条例について (都市建設局まちづくり計画部)	<p>既存建築物を児童福祉施設等に用途変更する場合の廊下及び階段の幅に係る緩和規定の追加、建築基準法(昭和25年法律第201号)第52条第5項の規定に基づく容積率に係る地盤面等の指定に関する規定の追加、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)と重複している規定等の削除、土砂災害特別警戒区域に係る規定の追加、共同住宅の共同炊事場に係る規定の削除その他所要の改正をするもの (H24.4.1施行。ただし、目次の改正規定及び第2章の次に1章を加える改正規定はH24.7.1施行)</p>																				
30	相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例について (都市建設局まちづくり計画部)	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)附則第14条第3項の規定により、同法の施行後も同法第32条の規定による改正後の公営住宅法(昭和26年法律第193号)第23条第1号ロの規定に基づく条例が施行されるまでの間は公営住宅の入居者の資格等をなお従前の例によるものとするための規定の改正、青野原団地の廃止に伴う規定の削除その他所要の改正をするもの (H24.4.1施行)</p>																				
31	相模原市立図書館条例の一部を改正する条例について (教育局生涯学習部)	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)による図書館法(昭和25年法律第118号)の改正に伴う相模原市立図書館協議会の委員の任命の基準に係る規定の追加、同協議会の委員の定数に係る規定の改正、同協議会の運営等に係る規定の追加その他所要の改正をするもの (H24.4.1施行)</p>																				
32	相模原市立博物館条例の一部を改正する条例について (教育局生涯学習部)	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)による博物館法(昭和26年法律第285号)の改正に伴う相模原市立博物館協議会の委員の任命の基準に係る規定の追加、同協議会の運営等に係る規定の追加等をするもの (H24.4.1施行)</p>																				
33	工事請負契約について (企画市民局財務部)	<p>1 工事の名称 津久井広域道路(仮称)荒匂大橋新設工事 2 工事の場所 相模原市緑区根小屋403番2地先から根小屋456番2地先まで 3 契約金額 1,682,875,950円 4 契約の相手方 熊谷組・丸豊建設・アコック共同企業体 代表者 株式会社熊谷組横浜営業所 所長 政安俊明 5 履行期限 本契約締結の日から1,220日以内 6 工事の概要</p> <table border="1" data-bbox="624 1827 1430 2072"> <thead> <tr> <th></th> <th>上部工</th> <th>橋台</th> <th>橋脚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造</td> <td>PC箱桁</td> <td>杭基礎</td> <td>杭基礎</td> </tr> <tr> <td>橋長</td> <td>(上り線) 155.00m (下り線) 149.00m</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>幅員</td> <td>22.80m</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>—</td> <td>8.20m</td> <td>32.50m</td> </tr> </tbody> </table>		上部工	橋台	橋脚	構造	PC箱桁	杭基礎	杭基礎	橋長	(上り線) 155.00m (下り線) 149.00m	—	—	幅員	22.80m	—	—	高さ	—	8.20m	32.50m
	上部工	橋台	橋脚																			
構造	PC箱桁	杭基礎	杭基礎																			
橋長	(上り線) 155.00m (下り線) 149.00m	—	—																			
幅員	22.80m	—	—																			
高さ	—	8.20m	32.50m																			

3 4	包括外部監査契約の締結について (総務局総務部)	<p>包括外部監査契約の締結</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 2 契約の始期 平成24年4月1日 3 契約の金額 15,600,000円を上限とする額 4 契約の相手方 住所 横浜市青葉区松風台1番地8 501号 氏名 奥津 勉 資格 公認会計士
3 5	不動産の処分について (緑区役所)	<p>建物及び土地の処分</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 処分する建物及び土地 <ol style="list-style-type: none"> (1) 建物 <ol style="list-style-type: none"> ア 所 在 相模原市緑区中野字東大沢1822番地及び1826番地2 イ 構 造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建 ウ 延べ床面積 122.28平方メートル (2) 土地 <ol style="list-style-type: none"> ア 所在及び地番 相模原市緑区中野字東大沢1822番ほか9筆 イ 地 目 宅地、雑種地及び山林 ウ 地 積 2,429.53平方メートル 2 処分の方法 無償譲渡 3 相手方 相模原市緑区中野1902番地2 自治会法人大沢自治会 会長 小澤 研 二
3 6	損害賠償額の決定について (健康福祉局福祉部)	<p>交通事故に係る損害賠償の額を決定するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 損害賠償額 2,318,014円 2 被害者 市外在住者 3 事故の概要 平成23年4月22日午後6時20分頃、相模原市緑区小倉252番地2先の県道長竹川尻において、本市車椅子固定装置付軽自動車(相模880あ188、城山保健福祉課職員運転)が赤信号で停車していた被害者の普通乗用車に追突して車両を破損させ、被害者を負傷させたもの
3 7	専決処分の承認について (環境経済局環境共生部)	<p>指定管理者の指定の変更について (H24. 1. 4 専決処分)</p> <p>淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の指定管理者である都市整備公社・パティネ商会共同企業体の構成員である株式会社パティネ商会が平成24年1月4日に株式会社レジャーインダストリーと合併し、株式会社パティネレジャーとなることに伴い、指定管理者の指定の変更をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したもの</p>

38	全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更に関する協議について (企画市民局財務部)	全国自治宝くじ事務協議会への熊本市の加入並びに同協議会を設ける地方公共団体及び委員の定数に係る全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更することについて、関係都道府県及び市と協議いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定においてその例によるとされる同法第252条の2第3項の規定により提案するもの		
39	市道の認定について (都市建設局土木部)	開発行為(緑区上九沢地区ほか)20路線及び寄附(中央区相生3丁目地区ほか)3路線、合計23路線の認定		
40	平成23年度相模原市一般会計補正予算(第6号) (企画市民局財務部)	補正前の額	補正額	補正後の額
		千円 249,654,000	千円 — (債務負担行為補正)	千円 249,654,000
41	平成23年度相模原市一般会計補正予算(第7号) (企画市民局財務部)	249,654,000	1,650,000	251,304,000
42	平成23年度相模原市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) (企画市民局財務部)	75,290,000	1,013,000	76,303,000
	事業勘定	75,060,000	1,013,000	76,073,000
	直営診療勘定	230,000	—	230,000
43	平成23年度相模原市下水道事業特別会計補正予算(第2号) (企画市民局財務部)	19,208,000	△682,000	18,526,000
	下水道勘定	18,765,000	△682,000	18,083,000
	浄化槽勘定	443,000	—	443,000
44	平成23年度相模原市介護保険事業特別会計補正予算(第1号) (企画市民局財務部)	30,138,000	762,000	30,900,000
45	平成23年度相模原市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) (企画市民局財務部)	217,000	△2,000	215,000

46	平成23年度相模原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号) (企画市民局財務部)	4,840,000	243,000	5,083,000						
47	損害賠償額の決定について (企画市民局企画部)	<p>交通事故に係る損害賠償の額を決定するもの</p> <p>1 損害賠償額 1,887,170円</p> <p>2 被害者 市内在住者</p> <p>3 事故の概要 平成23年9月13日午後3時30分頃、相模原市緑区寸沢嵐3378番地先の国道412号において、本市小型貨物車(相模46さ2370、情報政策課職員運転)が赤信号で停車していた被害者の軽乗用車に追突して車両を破損させ、被害者を負傷させたもの</p>								
報告 番号	件名(担当)	主 な 内 容								
1	専決処分の報告について (企画市民局財務部)	<p>工事請負契約(津久井広域道路(仮称)東中野橋新設工事(その2))の変更</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更事項</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約金額</td> <td>959,595,000円</td> <td>962,610,600円</td> </tr> </tbody> </table>			変更事項	変更前	変更後	契約金額	959,595,000円	962,610,600円
変更事項	変更前	変更後								
契約金額	959,595,000円	962,610,600円								
2	専決処分の報告について (総務局総務部)	<p>都市公園の管理に係る損害賠償額 (19,362円)の決定の専決処分</p> <p>ごみ収集の作業に係る損害賠償額 (10,385円)の決定の専決処分</p> <p>道路管理に係る損害賠償額 (170,051円)の決定の専決処分</p>								

付議予定案件 人事10件 固定資産評価審査委員会の委員の選任について(1件)
 公安委員会委員の推薦について (1件)
 人権擁護委員の候補者の推薦について (8件)